

## 蓮田市パブリックコメント制度に関する要綱

(平成18年蓮田市要綱第20号)

### (目的)

第1条 この要綱は、蓮田市のパブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、市の基本的な施策に関する計画及び条例（以下「計画等」という。）を策定する過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等との協働による開かれた市政を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、パブリックコメント制度とは、計画等を策定する過程において、その計画等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を案の段階で広く公表し、市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有する者

### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる計画等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する内容を含む条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を適用しないことができる。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

- (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
  - (3) 法令その他の規定により、この要綱と同様の手続が定められているもの
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による請求により議会に提出するもの
- （計画等の案の公表）

第4条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の趣旨及び目的並びに案を作成した経緯
- (2) 案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) その他市民等が案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

（意見の提出）

第5条 実施機関は、案及び前条第2項各号に掲げる資料の公表の日から30日以上期間を設けて、案についての意見の提出を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 市民等が意見を提出する場合には、住所及び氏名（市民等が法人その他の団体である場合にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明記させるものとする。

（意思決定に当たっての意見の考慮及び公表）

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮し意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定後の計画等、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方並びに案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第2項の規定による公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

(一覧の作成)

第7条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、市ホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に策定に着手している計画等については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。